

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例の運用について（通達）

制定 平成26. 4. 11 例規地域第16号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、条例及び京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例第15条の規定による命令の手續に関する規則に基づく、警察官の中止命令の運用及び中止命令違反の取締りに関して、必要な事項を定めたもので、平成26年5月1日から実施しています。